

# 平成27年度税制改正について (法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)

平成27年度税制改正において地方税法が改正され、平成27年4月1日以後開始する事業年度から以下のとおり適用されます。

## I 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正（全法人対象）

法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、以下のとおり改正されます。

- (1) 「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。
- (2) 「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。

〈予定申告の経過措置〉

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

## II 外形標準課税の改正

### ① 外形標準課税法人に係る法人事業税の税率

法人の種類	所得等の区分		税率			
			平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		
普通法人 (株式会社等) ※資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                     所得割 + 付加価値割 + 資本割                 </div>	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	
		年800万円を超える 所得及び清算所得※2	4.3%	3.1%		
		軽減税率 不適用法人※1	所得及び清算所得※2			
		付加価値割	付加価値額 (報酬給与額+純支払利子+ 純支払賃借料+単年度損益)	0.48%	0.72%	
	資本割	資本金等の額	0.2%	0.3%		

(注)

※1 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当します。

※2 平成22年10月1日以後に解散した場合、通常の所得に対する課税となります。

② 外形標準課税法人に係る地方法人特別税の税率

法人の種類	課税標準	税 率	
		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	法人事業税所得割額	67.4%	93.5%

③ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度)

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増額分に相当する額が付加価値額から控除できることとされました。

④ 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置 \*資本金1億円超の普通法人

(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度)

外形標準課税の拡大により負担増となる法人は、以下のとおり算定した額を事業税額から控除できることとされました。

(1) 付加価値割額30億円以下の法人

負担増となる事業税額の2分の1を控除

(2) 付加価値割額30億円超40億円未満の法人

負担増となる事業税額に2分の1から0の間の割合を乗じた額を控除

⑤ 資本割の課税標準の見直し

資本割の課税標準について、原則、従来どおり下記(1)としつつ、(1)が(2)を下回る場合に(2)とすることとされました。

(1) 法人税法上の「資本金等の額」

(2) 「資本金」と「資本準備金」の合計額